

### 1. これまでの経緯

- 昭和57年及び平成9年の閣議決定により、医学部の入学定員を7,625人まで抑制。
- 平成18年の「新医師確保総合対策」により医師不足が深刻な都道府県（青森、岩手、秋田、山形、福島、新潟、山梨、長野、岐阜、三重）について各10人、平成19年の「緊急医師確保対策」により全都道府県について原則として各5人の入学定員を増員。これらにより、平成20年度の入学定員を7,793人に増員。
- 「経済財政改革の基本方針2008」を踏まえ、平成21年度の入学定員を8,486人に増員。
- 平成22年度から令和元年度は、地域の医師確保等の観点から、下記の3つの枠組みで9,420人まで増員した。

※平成28年度に開設した東北医科薬科大学医学部（100人）、平成29年度に開設した国際医療福祉大学医学部（140人）含む。

※「新医師確保総合対策」及び「緊急医師確保対策」による、平成29年度で終了する臨時定員（317人）については、令和元年度まで、地域枠として再度の定員増を可能としたところ。

### 2. 平成22年度以降の増員の枠組み（令和2年度も同様）

#### 1. 地域の医師確保の観点からの定員増（地域枠）

都道府県が都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画に基づき奨学金を設け、大学が地域医療を担う意思を持つ者を選抜し、地域医療等の教育を実施。【元年度まで計927人増】

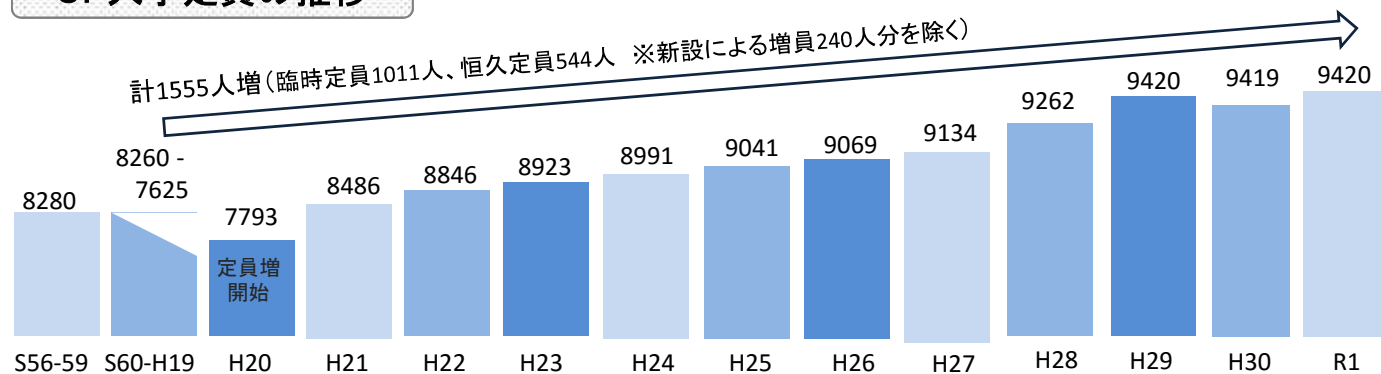
#### 2. 研究医養成のための定員増（研究医枠）

複数の大学と連携し、研究医養成の拠点を形成しようとする大学で、研究医の養成・確保に学部・大学院教育を一貫して取り組む各大学3人以内の定員増。【元年度まで計40人増】

#### 3. 歯学部入学定員の削減を行う大学の特例による定員増（歯学部振替枠）

歯学部を併せて有する大学が当該歯学部の入学定員を減員する場合の定員増。【元年度まで計44人増】

### 3. 入学定員の推移



### 4. 増員期間

令和3年度までの間

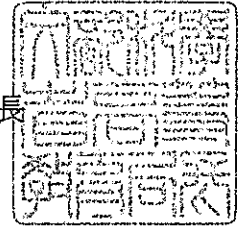
（令和2年度～3年度は令和元年度の医学部定員を超えない範囲で、その必要性を慎重に精査しつつ、暫定的に現状の医学部定員を概ね維持。）



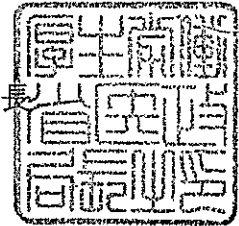
元文科高第 391 号  
医政医発 0902 第 3 号  
令和元年 9 月 2 日

各 都 道 府 県 知 事  
医学部を置く各国公私立大学長 殿

文部科学省高等教育局長



厚生労働省医政局長



地域の医師確保等の観点からの令和 2 年度医学部入学定員の  
増加について (通知)

標記のことについては、平成 30 年 6 月 15 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2018」を踏まえ、地域の医師確保等に早急に対応するため、令和 2 年度の医学部入学定員の増加について、別添のとおり、入学定員の増加等を取り扱うこととしました。

貴職におかれましては、本取扱の内容について御了知の上、入学定員増を通じて医師確保を図ろうとする場合については、速やかに都道府県・大学間で必要な協議を行っていただき、別添に基づき所要の文書を提出していただくようお願いいたします。

(別添)

令和元年9月2日

## 地域の医師確保等の観点からの医学部入学定員の増加について

地域における医師不足の解消が喫緊の課題であり、地域の医師確保等に早急に対応するため令和2年度の医学部入学定員の増加を行うための認可申請期限の特例を設け、下記のとおり、入学定員の増加等を取り扱う。なお、特例による申請期限については、別途通知する。

### 1. 入学定員増に関する今年度の方針

#### (1) 地域の医師確保のための入学定員増

地域の医師確保のため、地域の病院又は診療所に将来勤務しようとする学生に対する修学資金を都道府県が貸与しようとする入学定員の増員について、原則として、平成31年度までに認可を受けた各大学から、認可を受けた臨時的な定員数を上限として再度の増員申請を認める。

ただし、原則として医学部定員の増員が認められていない中、上記のとおり特例として臨時的な増員を認めるという地域枠の趣旨に鑑み、平成30年度・31年度の2年間を通じて臨時的な定員の増員分に見合う数の修学資金の貸与を受けた地域枠の学生を確保できていない場合（複数の都道府県と連携して増員を行っている大学については、都道府県ごとの確保の状況による）には、平成31年度までに認可を受けた臨時的な定員数から2年間を通じて地域枠の学生を確保できていない定員数を減じた数を上限として再度の増員申請を認める。

なお、増員申請をする場合には、厚生労働省及び文部科学省においてこの内容、増員の必要性等を慎重に精査した上で、増員申請を認める。

#### (2) 研究医養成のための入学定員増

基礎医学及び社会医学に関する研究医養成拠点として相応しい実績を有しており、かつ、教育研究に係る共同利用拠点等の優れた教育研究資源を活かして、複数大学の連携により社会的要請の強い研究医養成拠点を形成しようとする大学であって、研究医養成の観点から学部・大学院教育を一貫して見通した特別コース及び研究医定着のための奨学金を設ける大学の入学定員について、原則として、平成31年度までに認可を受けた各大学から、認可を受けた臨時的な定員数を上限として再度の増員申請を認める。

なお、増員申請をする場合には、文部科学省においてこの内容、増員の必要性等を慎重に精査した上で、増員申請を認める。

#### (3) 歯学部入学定員の削減を行う大学の特例

医・歯学部を併せ有する大学については、原則として、平成31年度までに歯学部入学定員を減員することにより臨時的な定員増の認可を受けた各大学から、認可を受けた臨時的な定員数を上限として、再度の増員申請を認める。

なお、増員申請をする場合には、文部科学省においてこの内容、増員の必要性等を慎重に精査した上で、増員申請を認める。

## 2. 大学、都道府県が講ずる措置

### (1) 大学が講ずる措置

1(1)の入学定員増について、大学は、地域の医師確保に資するという地域枠の趣旨にかんがみ、増員分についてその他の定員と区別して選抜する方式（別枠方式）により学生を選抜するとともに、増員分の定員数、地域の医師確保の観点からの増員である旨、増員期限、修学資金制度、地域医療等に従事する意思を入学後に翻した際の対応、卒業後に適用されるキャリア形成プログラムの詳細等について募集要項や大学ホームページ等で明記するなど、地域医療等に従事する明確な意思をもった学生を確実に確保する手法を都道府県等と合意の上実施すること。定員増員分に見合う数の修学資金の貸与を受けた地域枠の学生の確保ができなかった場合にも、確保できなかった地域枠の募集人員を地域枠以外の募集人員に振り替えることのないよう、募集要項の作成、入学者選抜の実施等にあたり、必要な対応を行うこと。

自治医科大学について、定員増は医師不足が認められる都道府県に対し行うものとする。

1(2)の入学定員増について、大学は、複数大学の連携によるコンソーシアムを形成し、また、入学定員増加開始年度から研究医養成の観点から卒後・大学院教育を一貫して見通した特別コース（増員数の倍以上）を設定し適切に履修者を確保するとともに、卒後一定期間の研究医としての従事を条件とする奨学金を設定すること。

### (2) 都道府県が講ずる措置

1(1)の入学定員増について、都道府県は、地域の医師確保等に関する計画及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」（平成元年法律第64号）第4条に規定する都道府県計画（以下「都道府県計画」という。）等に当該入学定員の増加を位置付け、大学と連携し卒後一定期間の地域医療等の従事を条件とする修学資金を設定する（自治医科大学における増員を除く。）とともに、大学と連携し、地域医療等に従事する明確な意思をもった学生について、一般枠等とは別の選抜枠を設定する等、定員増員分に見合う数の修学資金の貸与を受けた地域枠の学生を確実に確保する手法を大学等と合意の上実施すること。

また、修学資金に地域医療介護総合確保基金を活用する場合、当該修学資金の貸与の対象は一般枠等とは別の選抜枠により選抜された者に限る必要がある（「キャリア形成プログラム運用指針」（平成30年7月25日付け医政発0725第17号厚生労働省医政局長通知別添。令和元年7月5日付け医政発0705第5号厚生労働省医政局長通知により一部改正。）を参照のこと）。

## 3. 今年度の方針に関する考え方

1(2)の入学定員増については、以下の考え方により取り扱うこととする。

- ① 「研究医養成拠点として相応しい実績」については、以下の要素を満たすものとする。
  - ・ 卒業生の基礎医学及び社会医学分野の大学院への過去3年間の進学実績の平均が増員数の倍以上であること等、継続的に大学院生を輩出してきた客観的な実績が大学より説明されること。

- ・ 過去3年間のMDの大学院博士課程修了者のうち基礎医学及び社会医学分野に就職した者の数の平均が増員数の倍以上であること等、継続的に研究医を輩出してきた客観的な実績が大学より説明されること。
  - ・ 過去3年間に、基礎医学及び社会医学の研究医養成に関する取組又は研究の基盤が「基礎・臨床を両輪とした医学教育改革によるグローバルな医師養成」事業、「未来医療研究人材養成拠点形成事業」等の国公私立大学を通じた大学教育改革の支援に関する補助事業に採択された実績があること、又は、これに類する、基礎医学及び社会医学の研究医養成に関する取組又は研究の基盤が優れたものと評価された実績があること。
  - ・ その他、これに類する、他大学と比較した際に基礎医学及び社会医学に関する研究医養成拠点として相応しいと考えられる、客観的な実績が大学より説明されること。（科学研究費採択率等）
- ② 「特別コース」については、基礎医学及び社会医学に関する MD-PhD コースの設置等、他の学生とは異なるカリキュラムを編成することにより、基礎医学及び社会医学に関する学部・大学院を一貫した教育内容・教育体制が構築されているものであり、以下のような措置が複数講じられ、研究医養成に関する有効性が高い取組であることとする。
- ・ 専用の入試枠を設けて基礎医学及び社会医学に関する研究意欲の高い入学者の選抜を行うもの。
  - ・ 学生が研究活動を実施するために必要となる研究費について予算措置がなされるもの。
  - ・ 学生が研究成果を発表できるよう、学会発表、論文発表の機会が設けられており、その指導に必要な体制が構築されるもの。
  - ・ 臨床研修により研究活動が中断されることのないよう、配慮がなされるもの。
  - ・ 研究医となった際の常勤ポストが確保されるもの。
  - ・ 海外での研修の機会が1ヶ月以上付与されるもの。
  - ・ その他、研究医に必須の能力を養成する上で必要不可欠と考えられる取組が実施されるもの。
- ③ 過去に当該枠組みによる入学定員増を実施した大学については、その際に大学が講ずることとされた措置の全てが履行されているとともに、当初計画していた取組の有効性が評価できる程度に進捗し、第三者による評価等により、有効性の高い取組であることが確認できていることとする。
- ④ 当該枠組みは、優れた教育研究資源を研究医養成拠点に集約し、複数大学が活用することを念頭においた制度である性質上、過去に当該枠組みにより入学定員増を実施したことがない大学が、過去に当該枠組みにより入学定員増を実施した他大学の連携大学となっている場合（今年度以降に連携大学となろうとする場合を含む。）には、連携大学との明確な役割分担が説明されていることとする。

#### 4. 入学定員増の期間

増員期間は2年間（令和3年度まで）とする。

## 5. 入学定員増等の手続

### (1) 大学の手続

入学定員増を希望する大学は、別添の「令和2年度入学定員増員計画」を文部科学省に令和元年9月11日（水）までに提出すること。

### (2) 都道府県における手続

1 (1) の入学定員増については、地域の医師確保等に関する計画及び都道府県計画等に位置付けることを約束する文書を厚生労働省に令和元年9月6日（金）までに提出すること。

### (3) その他の手続

文部科学省は、上記入学定員の増加が可能となるよう、必要な関係規則の改正等の措置を講ずる予定である。

平成 30 年 6 月 15 日  
閣 議 決 定

第 3 章 「経済・財政一体改革」の推進

4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題

(1) 社会保障

(中略)

(医療・介護提供体制の効率化とこれに向けた都道府県の取組の支援)

(中略)

2020 年度、2021 年度については、2019 年度の医学部定員を超えない範囲で、その必要性を慎重に精査しつつ、暫定的に現状の医学部定員を概ね維持する。2022 年度以降については、定期的に医師需給推計を行った上で、働き方改革や医師偏在の状況等に配慮しつつ、将来的な医学部定員の減員に向け、医師養成数の方針について検討する。また、医師の働き方改革について、地域医療の提供への影響等を検証しながら、検討を進める。

○文部科学省令第 号 (一部抜粋)

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第三条及び第四百四十二条の規定に基づき、大学設置基準及び大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年 月 日

文部科学大臣 萩生田 光一

大学設置基準及び大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省

令

(大学設置基準の一部改正)

第一条 大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後

附則

7 令和二年度以降に期間（令和八年度までの間の年度間に限る。）を付して医学に関する学部<sup>1</sup>の学科に係る収容定員を、七百二十人を超えて、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第四条第一項に規定する都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画に記載された大学の入学定員及び編入学定員の増加により算出される収容定員の増加のみにより八百四十人までの範囲で増加する大学（次項及び附則第九項において「医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学」という。）の専任教員数の算定については、別表第一口に定める医学関係の専任教員数は、収容定員が七百八十人までの場合にあつては百五十人、収容定員が八百四十人までの場合にあつては百六十人とし、かつ、文部科学大臣が別に定める基準に適合することとして、第十三条の規定を適用する。

改正前

附則

7 平成二十二年度以降に期間（平成三十六年度までの間の年度間に限る。）を付して医学に関する学部<sup>1</sup>の学科に係る収容定員を、七百二十人を超えて、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第四条第一項に規定する都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画に記載された大学の入学定員及び編入学定員の増加により算出される収容定員の増加のみにより八百四十人までの範囲で増加する大学（次項及び附則第九項において「医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学」という。）の専任教員数の算定については、別表第一口に定める医学関係の専任教員数は、収容定員が七百八十人までの場合にあつては百五十人、収容定員が八百四十人までの場合にあつては百六十人とし、かつ、文部科学大臣が別に定める基準に適合することとして、第十三条の規定を適用する。

(大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部改正)

第二条 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

令和2年度医学部定員の増員に係る省令等の一部改正等に関する  
パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

1. 意見募集の概要

- (1) 募集期間：令和元年8月15日（木）～令和元年9月14日（土）
- (2) 告知方法：ホームページ
- (3) 受付方法：郵送、FAX、電子メール

2. 意見総数

件数：4件（個人3件（3名）、不明1件）

3. 主な意見の内容

- 医師不足解消のためには、単に人数を増やすのではなく、研修医制度や診療報酬を変える必要がある。
- 財政コストの観点から、私立大学の医学部定員の増員については賛成だが、公立大学の医学部定員の増員については反対である。
- 今後少子高齢化が進む中で、医者や医療職を重点的に増やす必要はない。
- 地方の救急医療体制が崩壊寸前なので、医師をもっと増員したうえで、卒業後は一定期間地方の救急医療体制に組み込むべき。